

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-01	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
			担当者名	上村	内線	2844	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費					
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	59年度	根拠	建築基準法、東京都建築安全条例		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	08-02	快適な住環境の形成				
目的	建築物の新築や建替え等の際に、建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員4mの道路空間を確保し防災性の向上及び住環境の改善を図る。						
対象者等	細街路に面した敷地で建築物の新築や建替え等を行う建築主及び拡幅可能な敷地の土地所有者。対象細街路延長2.32Km(両面)。25年度末現在8.9Km拡幅整備済。整備率38.4%。						
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員4m未満の道路に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から2mの位置を道路境界とし、後退部分に区が側溝の設置や路面舗装を実施して拡幅整備する。 整備の円滑化を図るための支援 1. 助成金の交付 ・後退用地の整地の助成（ガス・水道等の移設経費）@30,000/m ² ・ブロック塀・擁壁の移設の助成@10,000/m ・すみ切り部分の整地の助成@60,000/ヶ所 2. 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行 ・平成25年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@29,400/件で業務委託						
経過	・昭和59年 荒川区細街路拡幅整備要綱施行 ・昭和60年 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 ・平成2年 荒川区細街路拡幅整備を一部改正し、助成金の交付を荒川区細街路拡幅整備要綱に包含し、荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 ・平成20、21年 指定道路図及び指定道路調査作成委託 細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の閲覧						
必要性	建築基準法が、昭和25年に施行し道路中心から2m後退した部分の整備がされない実情であった。建築主や土地所有者の理解と協力を得て拡幅整備が進捗しており、2項道路整備には当事業が必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 建築確認事前相談時に事業の説明をする。建築工事完了後に拡幅整備工事を実施する。拡幅整備工事完了後に助成金の交付申請を受理する。助成金の交付並びに非課税申告の手続きを代行する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			110,961	110,062	33,442	33,693	32,125	40,887
決算額（26年度は見込み）			107,415	108,104	31,700	30,056	29,849	38,266	32,217
人件費等			21,434	20,443	22,010	21,386	20,897	21,154	
減価償却費					8,715	9,330	9,681	10,140	
【事務分担量】（%）			310	300	300	300	300	300	
合計（+ +）			128,849	128,547	62,425	60,772	60,427	69,560	32,217
特定財源	国	社会資本整備総合交付金	38,745	39,900	3,000	7,468	6,916	9,201	6,916
	都		0	0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	一般財源		90,104	88,647	59,425	53,304	53,511	60,359	25,301
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	整備件数（件）		246	173	200	214	213	238	238
	整備延長（m）		2446	1641	1925	2189	2137	2507	2507
	整備面積（m ² ）		1487	849	1111	1280	1301	1514	1514
	すみ切り整備（ヶ所）		42	33	32	32	28	36	36

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助及び交付金	後退用地整備助成	23,358	負担金補助等	後退用地整備等助成	30,822	負担金補助等	後退用地整備助成	24,388
一般需要費	消耗品、印刷製本	949	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,432	一般需用費	消耗品費、印刷製本費	1,125
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	2,969	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,440	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,701
委託料	指定道路図保守委託	2,573	委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	2,572	委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	3,003

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	後退用地整備率(%)	36	37	38	39	40	整備延長/整備対象道路延長両側
	拡幅整備承諾率(%)	90	93	94	95	95	承諾書受理/承諾書対象件数
	公共施設後退整備率(%)	77	78	79	80	80	整備延長/整備対象道路延長

（問題点・課題） （指標分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ・密集住宅市街地整備促進事業の他に、平成20年度から都市防災総合推進事業が導入された。 ・既存公共施設での後退整備が遅れている。整備対象公共施設は145施設あり、その施設にかかる対象道路延長5,943mのうち4,690mが整備済である。（整備率78.9%、108施設整備済）
	他区の実況 （実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 23区実施率：91.3%（条例10区、要綱11区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
建物の建替時だけでなく、細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。	建物の建替時だけでなく、細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が自ら土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。
不燃化特区に指定された荒川2・4・7丁目地区においては、防災街づくり推進課と協力して現在縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。	不燃化特区に指定された荒川2・4・7丁目地区においては、防災街づくり推進課と協力して現在縁石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。
施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	施設管理課と協力して未整備の区の公共施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

議 会 要 質 問 状 （ ）	
--------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	建築指導事務		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
			担当者名	蓮池	内線	2845	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	建築指導事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	41年度	根拠法令等	建築基準法、都市計画法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	12-01	総合的な市街地整備の推進				
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。						
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は移転等を計画する者及び既存建築物の所有者等						
内容	<p>1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうかを、工事着工前に審査し、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事等の検査を行う。</p> <p>2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。</p> <p>3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。</p> <p>4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定証明等の交付を行う。</p>						
経過	<p>昭和25年5月24日 建築基準法の制定（同11月23日施行）</p> <p>平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正（形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し）</p> <p>平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増を迅速に行なえる区域指定（同8月1日施行）</p> <p>平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（383.5ha）</p> <p>平成15年～16年 新たな防火規制（耐火性能の強化）・改正日影規制条例（測定面の変更等）の施行</p> <p>平成19年6月20日 改正建築基準法の施行（建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等）</p> <p>平成20年～24年 地区計画区域内の制限条例（H20:南千住1・荒川1丁目地区）（H22:荒川5.6丁目地区）（H24:荒川2.4.7丁目地区）（H24:町屋2.3.4丁目地区）</p> <p>平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示（1.6ha）（同4月1日施行）</p> <p>平成22年～23年 建築確認手続き等の運用改善に伴う政省令・告示改正</p> <p>平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書（荒川区）の策定</p>						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	10,939	8,876	8,573	6,089	4,677	3,915	3,503	
決算額（26年度は見込み）	3,883	2,997	4,599	3,429	2,561	3,007	3,503	
人件費等	103,966	100,421	110,676	110,518	107,388	109,188		
減価償却費			42,995	46,834	48,889	51,207		
【事務分担量】（%）	1,320	1,436	1,480	1,522	1,515	1,515		
合計（+ +）	107,849	103,418	158,270	160,781	158,838	163,402	3,503	
特定財源								
国								
都	建築指導事務費・建築物等実態調査費	121	121	121	121	121	121	
その他	建築手数料・証明手数料	14,611	10,753	10,655	9,354	9,531	10,378	
一般財源		93,117	92,544	147,494	151,306	149,186	156,243	
							-6,996	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	建築確認申請数（区）	195	141	138	122	118	99	99
	建築確認申請数（民間確認機関）	359	357	481	498	497	557	557
	違反等件数	83	87	61	107	84	61	61
	証明発行件数	1868	2346	2076	2063	2428	2276	2276

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品購入（図書等）	264	一般需用費	消耗品購入（図書等）	323	一般需用費	消耗品購入（図書等）	339
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	87	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	78	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	84
委託料	特定建築物定期報告等委託	1,567	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,565	委託料	特殊建築物定期報告業務委託等	1,590
	構造計算判定委託	552	委託料	構造計算適合判定業務委託	939	委託料	構造計算適合判定業務委託	1,385
使用料及び賃借料	建築行政共用データベース利用料	91	使用料及び賃借料	建築行政共用データベースシステム利用料	102	使用料及び賃借料	建築行政共用データベースシステム利用料	105

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	完了検査実施率（％）	96.2	95.4	87.2	95	100	検査済証交付件数 / 工事完了件数 25年度は、26年3月31日現在

（問題点・課題分析）	<p>1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施。平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。</p> <p>2 違法貸しルームへの対応、診療所、ホテル、介護施設等の火災対応、建築士詐称問題、違法設置エレベーター事故対応、防火設備認定品の機能不良や不適合品対応、大規模空間を持つ建築物の吊り天井の脱落問題、指定確認検査機関における不適正事例などが多数発生している状況で、迅速かつ的確な処理が課題となっている。</p>
	<p>（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究を行う。	建築基準関係法令等の改正の機会を捉え、調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しを実施していく。
指定確認検査機関の処理件数の増加に伴い、より一層の業務の適正化が求められ、公正かつ適確な業務実施の確保を目的に、指定確認検査機関処理物件の点検、立入検査等を実施する。	引き続き指定確認検査機関処理物件の点検、立入検査等を実施するとともに、業務の適正化に向けた方策について検討する。
課内研修や個別指導の機会を増やし、指導を充実させることで、職員のより一層の処理能力の向上を図るとともに各係の業務以外の問題と対応について、係の垣根を越えたチーム体制により対応する。	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、体制整備等について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	区民の生命、健康、財産の保護を図るためにも建築物の安全性を確保することは重要であり、地方公共団体における基本的な事務である。

議（要旨）	況（要旨）	
-------	-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	10-06-03	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	応急危険度判定員制度		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
			担当者名	長田	内線	2847	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	応急危険度判定費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠	東京都被災建築物応急危険度判定要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区被災建築物応急危険度判定要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11	防災・防犯のまちづくり				
	施策	11-01	災害時における体制の強化				
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。						
対象者等	震災により被災した区内建築物						
内容	<p>震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。</p> <p>1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員209名 うち、区職員45名）</p> <p>2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、連絡訓練を行う会（会員69名）</p> <p>3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる 区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める 判定員数等は、平成26年3月現在</p>						
経過	平成13～25年度 年1回区判定委員会を実施 平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加 平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成19年 7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名）						
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	32	32	32	32	32	32	31	
決算額（26年度は見込み）	5	3	3	3	4	4	31	
人件費等	2,541	2,443	2,616	2,541	2,478	2,495		
減価償却費			872	933	968	1,014		
【事務分担当】（%）	30	30	30	30	30	30		
合計（+ +）	2,546	2,446	3,491	3,477	3,450	3,513	31	
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源	2,546	2,446	3,491	3,477	3,450	3,513	31	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	区判定員会総会出席者	25	20	19	22	25	23	30

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定員総会講師謝礼	0	報償費	判定員総会講師謝礼	0	報償費	判定員総会講師謝礼	26
食糧費	判定員総会賄	4	食糧費	判定員総会賄	4	需用費	判定員総会賄	5

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	区判定員会会員数(名)	80	80	70	80	90	最終目標100名

問題点・課題 (指標分析)	<ul style="list-style-type: none"> 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化する必要がある。また、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定に関する計画等を再検証する必要がある。 震災時、被災する建築物が広範囲に及ぶ可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
新たに東京都防災ボランティアに登録した区在住・在勤の判定員に対し、区判定員会への入会を促すとともに、未加入の判定員にも入会を促していく。	区判定員会の更なる体制強化を図り、震災時における確実に迅速な判定を実施できる体制の構築を目指す。
年1回の総会において、より実践的な講習会等を実施し、区判定員の技術の向上を図るとともに、連絡訓練を実施し、区判定員会の体制強化を図る。	模擬訓練等を実施し、判定員相互の連携強化を図りつつ、更なる技術向上を目指す。
判定に必要な判定員数及び機材数量について再チェックを行うとともに、発災時の対応方法等について再検証を行う。	不足する機材の補充等をするとともに、発災時の対応方法等について具体的な計画を作成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	連動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	住宅の耐震化率（％）	80	81	82	84	90	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数（27年度目標90％）
	民間特定建築物の耐震化率（％）	84	85	86	88	90	27年度目標90％
	防災上重要な公共建築物の耐震化率（％）	94	94	98	99	99	旧ひろば館等の解体都住との合築2物件あり

（問題点・課題分析）	耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実だけでは目標の達成は困難なため、施策の充実について検討していく必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
（他区の実況）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
平成25年度版住宅土地統計に基づき、あらためて耐震化率を割出し、他区の動向をみながら、耐震改修促進計画の改正を検討する。	耐震改修促進計画の最終年度となるため、これまでの進捗状況の確認を行うとともに、今後の検討を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

（議会議案要旨）	
----------	--